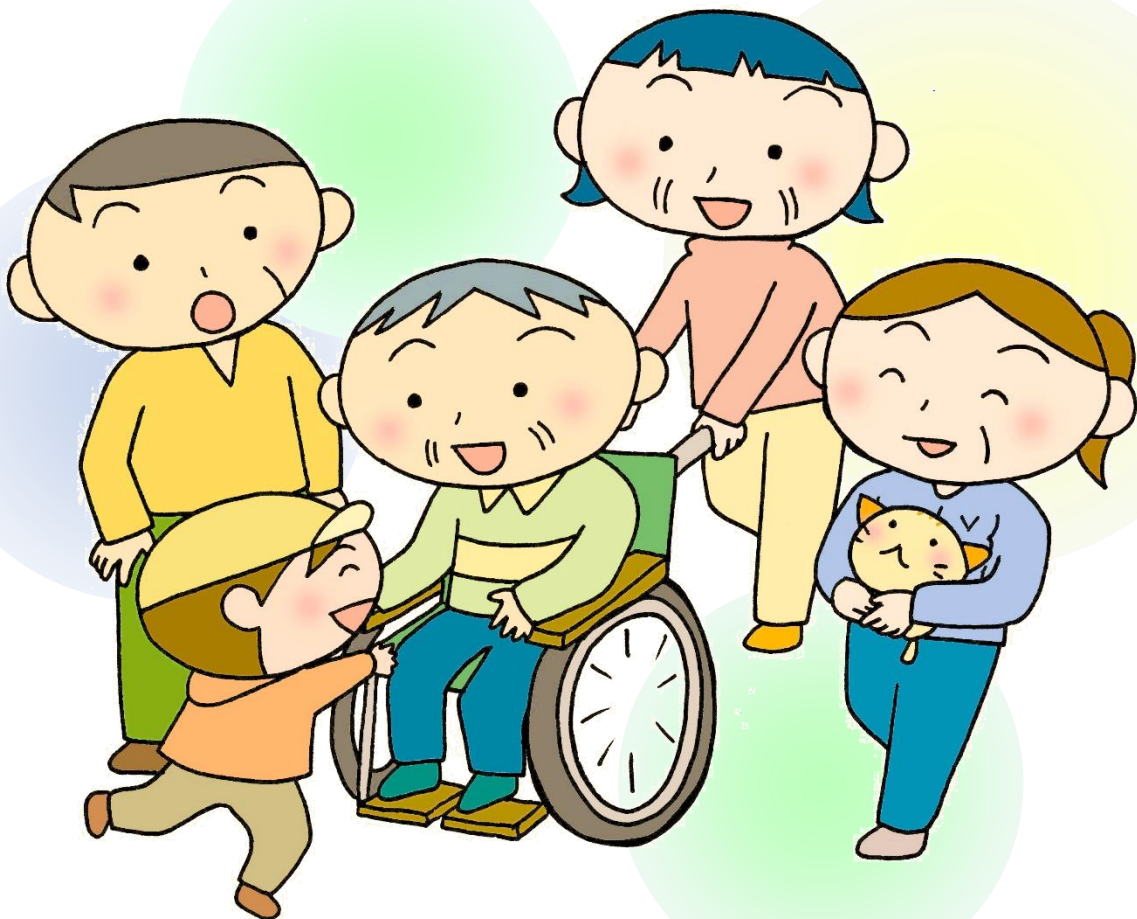


浜田地区広域行政組合 第8期介護保険事業計画

(中間取りまとめ)

令和3年度～令和5年度

【計画の概要】



令和3年1月
浜田地区広域行政組合

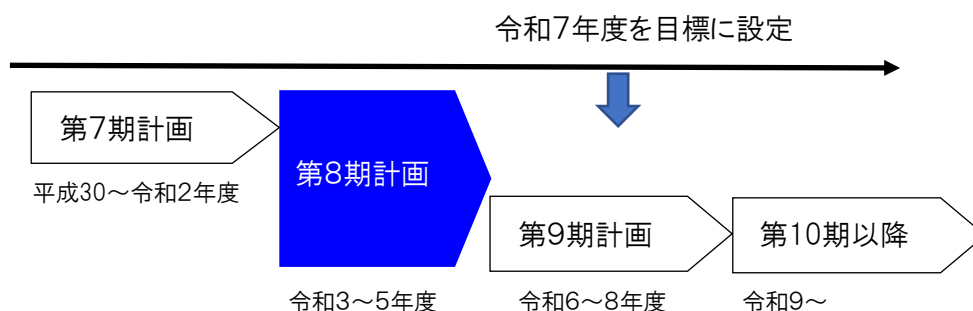
I はじめに

介護保険制度は、スタートから21年が経過し、我が国の社会保障制度として定着しています。近年では、いわゆる団塊の世代の高齢化などにより高齢者数は急激に増加し、約4人に1人が高齢者という状況となっています。浜田地区広域行政組合(以下「本組合」という。)においても、令和7(2025)年の地域のあり方、地域包括ケアシステムのあるべき姿を念頭におきながら、各種施策を見直し、圏域内(浜田市及び江津市。以下本圏域という)の全ての高齢者やその家族が、住みなれた地域の中で、有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができ、安心して、生き生きと生活することができる社会を目指します。

II 計画策定に当たって

1 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、目標年度である令和7年度に向けた計画として策定するものです。



2 日常生活圏域の設定

高齢者が住みなれた環境で暮らし続けるため、右のとおり11圏域を設定します。

ただし、サービスの提供体制が整わない場合等については、利用者の個々の生活実態に合わせて、「日常生活圏域」→「生活圏域」→「圏域」の順に対象範囲を柔軟に拡大して対応するものとします。

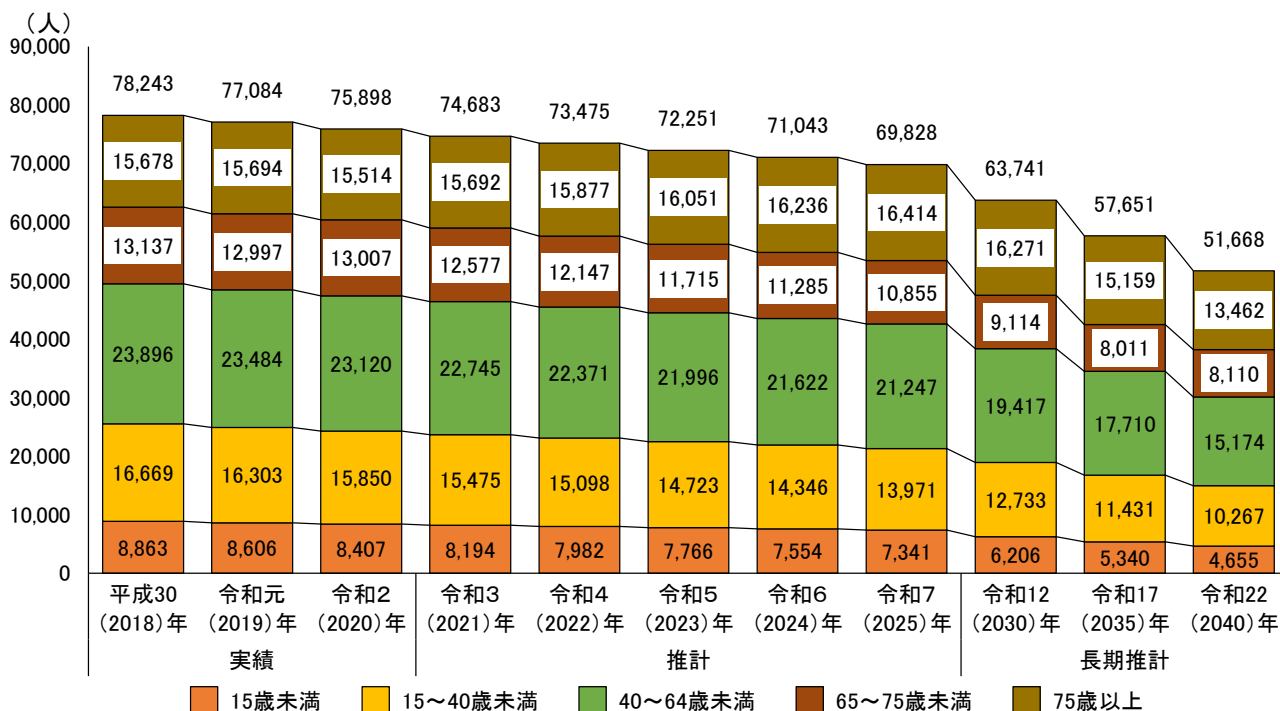
■ 日常生活圏域の設定



3 高齢者の現状

(1) 総人口と高齢者数の推移と推計

今後、人口は高齢者数とともに減少していく見込みとなっています。しかし、団塊の世代の高齢化に伴い、75歳以上の後期高齢者はしばらくの間増加するとみられており、支援の必要な人の増加を見込む必要があります。

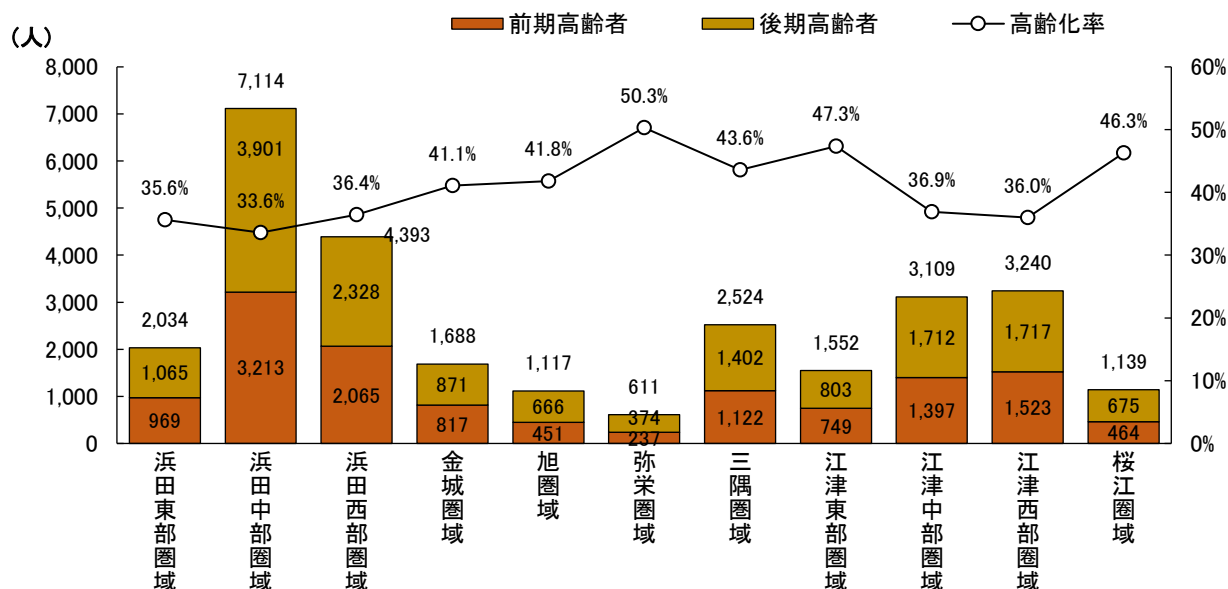


浜田市・江津市住民基本台帳人口より推計(実績値は各年10月1日現在)

(2) 日常生活圏域別の高齢者の状況

日常生活圏域別に高齢者数と高齢化率をみると、圏域によって大きな差がみられます。

金城、旭、三隅、江津東部、桜江の各圏域では高齢化率が40%を超え、弥栄では50%を超えています。



浜田市・江津市住民基本台帳人口(令和2年10月1日)

Ⅲ 計画の方向性

1 2025 年を見据えた計画の方向性

1 いつまでも地域で暮らせる地域包括ケアシステムの構築

・高齢者の暮らす地域を「これまでのつながりが途切れない場」と位置付け、高齢者の暮らしに支援や制度の側が寄り添っていきます。

2 地域共生社会の実現

・相談支援、地域づくり、地域参加を一体のものとして推進する、「重層的支援体制」の整備をすめ、両市の体制整備を踏まえ、広域的な課題解決を目指します。

3 高齢者の活動による地域づくりの推進

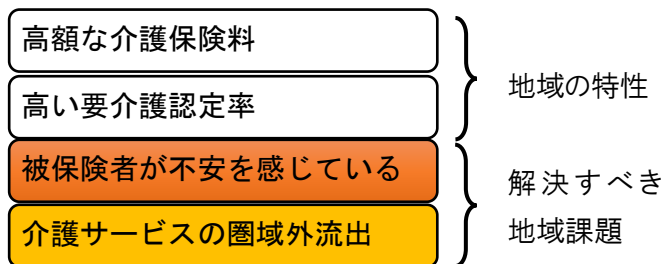
・地域で暮らす高齢者の能力を活かし、地域での生きがいづくりや地域活動のみならず、経済的な活動においても活躍の場を増やし、総じて「地域力の向上」につなげます。

4 制度の持続可能性を高めるための改革の推進

・高齢者自身の介護予防・健康づくりの推進、要介護状態や認知症になっても地域で暮らせるための支援体制の充実をはじめ、介護現場の職場改革などにも取り組みます。

2 地域包括ケアシステムの構築に係る課題と方向性

地域包括ケアシステムの充実を図るため、現状と課題、それに関わる方向性を示し、その中からもっとも重要な課題を導き出しました。



不安：心身状況が悪くなると、迷惑を掛けるかも

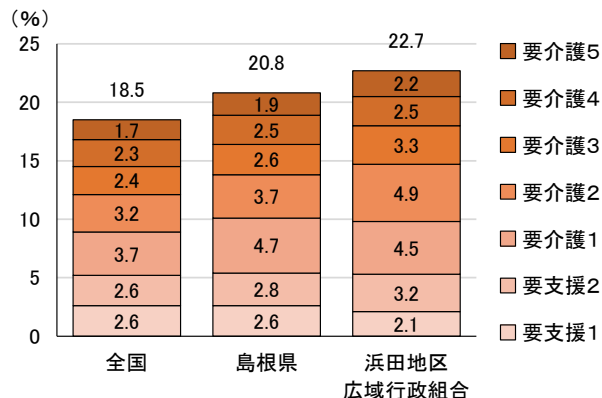
必要となるサービスによって、自宅にいられなくなるかも

流出：医療が必要で在宅介護が困難な高齢者が圏外に流出している。医療の受けられる施設をもとめて居所を移している。

最も重要な課題と考えたのは

在宅での療養が難しい高齢者、専門的な介護を必要とする高齢者が
**心身の状況の変化により、サービスを求めて
居所の変更を余儀なくされている（転々としている）**

■ 浜田圏域の要介護認定率



厚生労働省地域包括ケア見える化システムより
(令和2年3月末)

※年齢構成や暮らしの状況などを踏まえ、要介護認定率が全国や県平均より高いことは本地域の特性です。

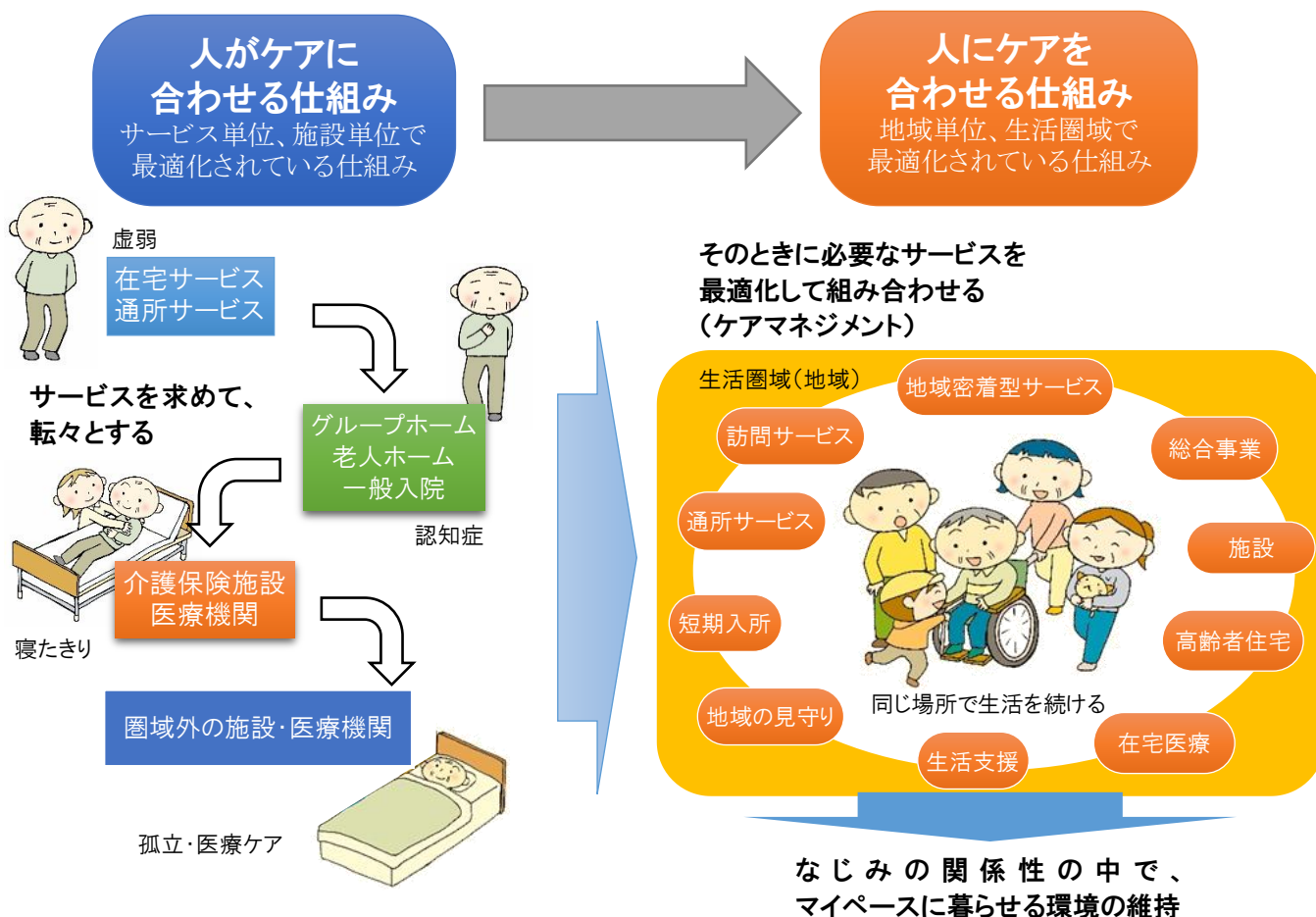
Ⅳ 将来像と基本目標

計画の目指す地域包括ケアシステムの姿

- 目指すべき姿① 【住みなれた家で暮らし続ける】
 目指すべき姿② 【なじみの関係で暮らし続ける】
 目指すべき姿③ 【圏域内で暮らし続ける】

現状

目指す姿



住みなれた地域とは

物理的な地域のことではなく「なじみの人間関係」
 (家族・友人、地域、医療・サービス事業所等との繋がり重視)

自分らしい暮らしとは

「マイペースに生活できる」ような気楽さ
 (自分の生活リズムを、周囲が尊重してくれるケアマネジメント)

高齢者は圏域にとどまり、
サービスがつながることにより

「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくこと」
 ができる圏域 (転々とししない)

V 本計画の目標指標

1 計画の目標指標

本計画では、目標指標を定め、重点的に取り組めます。

項目	指標	現状	令和5(2023)年度目標
高齢者の健康増進	65歳の健康寿命 (平均自立期間)	男性:16.90年 女性:20.01年	男性:18.69年 女性:21.06年 (島根県令和5年度目標)
	要支援・要介護認定率	22.7%(令和2年3月)	22.0%
介護予防の推進	通いの場の設置数 (参加人数)	約500か所	650か所
認知症対策の推進	チームオレンジの数	—	5チーム
	認知症サポーターの育成	約11,200人	12,200人
介護保険サービスの圏域 外流出抑制	圏域外利用の保険給付費	約7,000万円 / 月	10%減少
介護人材の確保	養成研修等の実施	介護の入門的研修等の実施	

2 介護保険サービスの整備目標

地域医療提供体制、地域医療構想等との整合性を図る中で、医療との連携強化による在宅生活の維持、居宅サービスの充実、医療病床の変化に対応した施設サービスの整備を図ります。

区分	種 別	整備量	整備年度
地域密着型サービス	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	令和4(2022)年度
介護保険施設	介護医療院	新規41人	令和4(2022)年度

3 健全な介護保険運営・介護給付費適正化の目標

持続可能な制度の確保やサービスの向上など、介護保険制度の円滑な運営に向け、取り組みを実施します。
受給者が真に必要とする過不足のないサービスが事業者より提供されるよう、取り組みを推進します。

区 分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
要介護認定の適正化件数	5,000件程度	5,000件程度	5,000件程度
ケアプラン点検	14事業所程度	14事業所程度	14事業所程度
住宅改修等の点検	1,000件程度	1,000件程度	1,000件程度
縦覧点検・医療情報との突合(過誤件数)	50件程度	50件程度	50件程度
介護給付費通知発送件数	6,000件程度	6,000件程度	6,000件程度

VI 具体的な取り組み

1 地域共生社会と地域包括ケアシステムの実現

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- (2) 地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実
- (3) 地域包括支援センターの体制強化
- (4) 地域ケア会議の推進
- (5) 高齢者の住まいを中心とした生活基盤の整備
- (6) 防災・減災対策の推進(防災・防疫)

4 認知症施策と権利擁護の推進

- (1) 認知症に対する正しい理解の普及
- (2) 認知症予防活動の促進
- (3) 認知症高齢者等の支援体制の充実
- (4) 認知症になっても暮らしやすい地域づくり
- (5) 若年性認知症の人への支援
- (6) 高齢者等の権利擁護の推進

2 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- (1) 介護予防事業の推進
- (2) 保健事業と介護予防の一体的な取り組み

5 医療・介護連携の推進

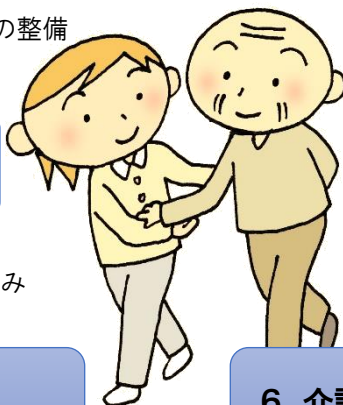
- (1) 医療・介護連携体制の強化
- (2) リハビリテーションの推進

3 地域活動と連携した生活支援体制の充実

- (1) 高齢者の生きがいと暮らしの向上
- (2) 生活支援体制の充実と担い手の育成

6 介護人材の確保と質の向上

- (1) 若年世代の参入促進
- (2) 介護従事者の質の向上
- (3) 地域人材の活用
- (4) 最新技術を導入した業務改善と効率化の促進
- (5) 地域ケアを担う人材の育成



VII 介護保険サービス事業量見込み

1 介護保険サービスの提供体制の充実

(1) 居宅・地域密着型サービス

居宅サービスの利用見込みについては、今後の高齢者数等の変動や施設整備予定等を勘案しつつ、在宅高齢者への介護サービスの充実を図る観点から、現行のサービス提供水準を維持できるよう設定しました。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの利用見込みについては、在宅で生活をする高齢者の現状を踏まえつつ、医療ニーズが高い方に対しても適切な介護サービスの提供ができるよう、日常生活圏域ごとの状況を勘案して設定しました。

(3) 施設(居住系)サービス

施設サービスの利用見込みについては、医療ニーズが高い高齢者が介護サービスを求めて圏域外に流出している現状を踏まえ、圏域内でケアをするために必要な施設整備等を勘案して設定しました。

2 地域支援事業の充実

浜田市・江津市との連携を強化しながら、介護予防や生活支援を主とした地域支援事業の充実を図ります。

Ⅶ 第1号被保険者の介護保険料の設定

1 介護保険料の算出

基準月額 約 円 (これは1月末日現在の暫定金額です。)

2 所得段階別保険料額の設定

	対象者			所得等	保険料率	月額 (円)	年額 (円)
	住民税課税状況						
	世帯	本人					
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者 合計所得金額の合計 課税年金収入と	80万円以下	0.30		
第2段階	非課税	非課税		120万円以下	0.50		
第3段階	非課税	非課税		120万円超え	0.70		
第4段階	課税	非課税		80万円以下	0.90		
第5段階	課税	非課税		80万円超え	1.00 (基準)		
第6段階		課税	合計所得金額	120万円未満	1.20		
第7段階		課税		120万円以上 160万円未満	1.40		
第8段階		課税		160万円以上 200万円未満	1.60		
第9段階		課税		200万円以上 300万円未満	1.80		
第10段階		課税		300万円以上 500万円未満	2.00		
第11段階		課税		500万円以上 700万円未満	2.25		
第12段階		課税		700万円以上	2.50		

本計画では、所得段階別の区分に12段階制を採用し、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料率を設定しました。

160万円以上の所得のある第1号被保険者の区分を細分化し、保険料の負担割合を調整することにより、全体の介護保険料の負担を抑えるとともに、低所得者の負担の軽減を図っています。

また、第1～3段階については、低所得者対策として公費による軽減が行われます。

